

諮問日：平成29年7月10日（平成29年度（最情）諮問第43号）

答申日：平成29年12月22日（平成29年度（最情）答申第55号）

件名：修習資金貸与金の管理マニュアルの不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「修習資金貸与金の管理マニュアル（裁判所HPに掲載しているものは除く。）（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年6月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

修習資金貸与金の貸与や返還といった管理手続については、裁判所法67条の2及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則に定められており、これらの規定に基づき、具体的な事務処理方法等については、修習資金貸与要綱に定めている。修習資金貸与金の貸与から返還に至るまでの各事務処理は、修習資金貸与要綱に基づいて行っており、修習資金貸与要綱以外に管理マニュアルを作成する必要性がない。

また、修習資金貸与要綱は、裁判所ホームページに掲載しているため、本件開示申出文書から除外される。

したがって、本件開示申出文書を作成し、又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年7月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月20日 審議
- ④ 同年12月1日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、修習資金貸与金の貸与から返還に至るまでの各事務処理について、修習資金貸与要綱に基づいて行っているなどと説明しているところ、修習資金貸与要綱には、修習資金の貸与から返還に至るまでの事務について具体的に記載されていることからすれば、管理マニュアルを作成する必要がないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。また、当委員会庶務を通じて確認した結果、修習資金貸与要綱及び同要綱を受けて金融機関による保証に関して定められた事項は、裁判所ホームページに掲載されていることが認められる。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人